

常任委員会の審査概要

総務水道



総務水道常任委員会には、条例上程が1議案、平成19年度一般会計決算認定、水道事業会計決算認定の2議案、平成20年度補正予算担当分の1議案の計4議案が付託され、2日間、委員全員出席のもとに審査致しました。

第51号議案 吉川市都市計画税条例では、市民の署名の取り扱いは、に対し、2千人弱の署名をいただき、真摯に受け止めるが、方針変更には至らない。

これからの事業費を踏まえ0.2%にしたというが、その根拠は、また、事業費の積算、時期と用途は予算決算で明らかにするというのが、どんな方法で行うのか、その内訳について。新たな税がかかることで、交付税、補助金削減の心配はないか、には、

長期的な視野において決定したもの。事業費については、

これまでの事業の償還に50、55億円、これからの事業費が40、50億円である。交付税の算出上、都市計画税はすでに導入していることを前提に都市計画、下水道事業などの需要額が算出されており、新型

交付税になった現在でも取り扱いは変わっていない。また、基準財政収入額に及ぼす影響はない、との答弁があり、これらの事業費を算定していくことになるのか、には、

越谷吉川線で5億円程度、三郷流山線で3億円程度、中央地区区画整理で13億円程度、雨水の中央排水区で3億円程度、第1調整池で4億円程度等が見込まれ、事業認可などによる変動もあるが49億円程度見込まれる。一般会計の償還では5千万円程度、下水道の償還が5億円程度見込まれ、5億円から5億5千万円の償還が必要との答弁等があり、都市計画税について、納税義務者が1万4千809人、税額が4億5千781万4千円とあるが、間違いがないかの確認といくらぐらいの税額がどのぐらいの人に課税されるのか、には、

算定額とその人数が報告され、最高額は、1千万円以上の人が1名との答弁でした。以上で審査が終了。反対討論があり、その後の採決の結果、可否同数。よって委員会条例第17条の規定に基づき委員長

裁決で、原案のとおり可決と決定致しました。

第56号議案 平成19年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

歳出面では、担当分である款・項・目ごとに用途の説明や成果についての質疑が集中しました。人件費全般では、臨時・非常勤職員が、資料によると259名もいる。非正規職員の増加は社会問題となっている。行政として率先して対応する必要があるのではないかと、

正規職員に準じる臨時職員もいるので今後考えていく。今年の人事院勧告でも非常勤職員の給与の見直しについて示されている等の答弁がありました。

続いて、歳入では、実績としては4億5千万円の増、単年度収支を見ても1億円の赤字、もっと市民要望に比べられたのでは、市税の繰越が4億5千万円と多額である。過去と比べても大きすぎないか等の質疑応答がありました。採決の結果、可否同数。よって委員会条例第17条の規定に基づ

き委員長裁決で、原案を認定することに決定致しました。

第62号議案 平成19年度吉川市水道事業会計決算の認定について

この議案に対しては、質疑がありませんでした。採決の結果、賛成全員でした。よって原案を認定することに決定致しました。

第63号議案 平成20年度吉川市一般会計補正予算(第2号)担当分は、

歳出関係では、もっと市民要望に込めるべきだ、には、市民要望は多々あり、全てには込めきれない。選択と集中の観点から込めていきたい、との答弁でした。

補正全般、補正予算の要求額は、に対しては、

要求額は積立金を含み約13億7千万円。基金積立金を除き約8億円であった、との答弁があり、今後の補正予算、来年度当初予算編成においては、市民が光を見出せる編成をお願いしたい、等の審議や要望が寄せられ、質疑終了。討論なし。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決定致しました。